**申請書類記入上の留意事項について**

住宅改修費の支給申請に当たっては、次のとおりご留意ください。

**事前に提出する書類**

**『介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書』**

　・申請者は、原則被保険者（本人）となります。

　・押印は、スタンプ印（シャチハタ等）は不可です。

　・「口座振込依頼先」について、申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要です。

　・「着工日」、「完成日」、「住宅改修に要した費用」、「申請年月日」は、事後申請提出時に記入してください。

　・（裏面）住宅改修の承諾書は、住宅の所有者が本人の場合は、承諾書の記入は必要ありません。

**『住宅改修が必要な理由書』**

　・原則、居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成しているケアマネジャー、地域包括支援センター職員が作成してください。福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者、作業療法士が作成することも可能ですが、初めての方は、事前に高齢者福祉課介護保険係に「尾道市介護保険住宅改修費支給申請に係る理由書作成業務に関する申出書」を提出してください。（関連書類に様式を添付しています。）

　　・被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由等を記入してください。

**『工事費見積書』**

　・材料費、施工費、諸経費等を区分し、材工一式の表示は、できる限り避けてください。

　・材料費については、その仕様を明記してください。

**『住宅改修前の写真と住宅改修の完成予定の状態がわかるもの（写真に簡単な図を記入したもの等）』**

　　・写真は、住宅改修の完成後の状態を確認できる書類のことも考慮し、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前の日付入り写真を提出してください。

　　　　　段差の解消を行う場合は、何センチ段差があるか分かるように、また、便器・

浴槽を取り替える場合は、元の高さがわかるようにスケール（メジャー）

を当てて撮影してください。

※浴槽の取替えは、浴槽の深さ、床面からの高さが分かるように撮影して

ください。

※事前申請の返却については、担当者より電話連絡しますので、原則取りに来ていただきます。郵送希望の場合は、返信用封筒（切手貼付・宛名書きがあるもの）を準備の上、事前申請をお願いします。

　返却期間は、申請日、閉庁日を含まず原則２～３日です。お急ぎの場合は、ご相談ください。

**『住宅全体の平面図』**

・施工場所を記入してください。

・床材変更する場合は、変更する箇所に斜線や塗り潰す等わかりやすく記入をしてください。

* 複数の改修箇所がある場合は、「理由書」、「見積書」「平面図」、「写真」に番号をつけて一致させてください。

**『委任状』**

・被保険者本人以外の方を振込先名義人とする場合のみ必要です。

※事前申請後の変更工事は、原則支給対象としません。ただし、福祉用具の導入、身体変化などによりやむを得ず変更が必要な場合は、変更工事に着工する前に高齢者福祉課介護保険係へご連絡ください。

**『入院中に住宅改修が必要な理由書』**

・入院中に住宅改修をする必要性がある場合は、提出してください。

**事後に提出する書類**

**『介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書』**

・「着工日」、「完成日」を記入してください。

　・「住宅改修に要した費用」は、支給対象となる住宅改修に要した費用のみを記入し

てください。

　・「申請年月日」を記入してください。

**『住宅改修に要した費用に係る領収書』**

　・原本を提出してください（※申請の受付後に受付印を押印して返却します。）

　・領収書の氏名は、被保険者（本人）となります。

　　・領収書は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた金額でも構いませんが、そのうち住宅改修費の支給対象分についてただし書きに（介護保険対象〇〇〇円）と記載してください。

　**『工事費内訳書』**

　・『工事費見積書』と同様。

**『住宅改修の完成後の状態を確認できる書類』**

　　・便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれ日付入り写真を提出してください。

　　　　　便器・浴槽の取替えを行った場合は、改修後の高さが分かるようにスケール

（メジャー）を当てて撮影してください。

※浴槽の取替えは、浴槽の深さ、床面からの高さが分かるように撮影して

ください。

　◆その他注意事項

　　・住宅改修費の支給となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、段差の解消等比較的小規模なものとなっています。住宅の新築、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象となりません。また、老朽化したものを取り替える場合等も支給対象となりませんのでご注意ください。